

第1264回 高知市教育委員会 4月定例会 議事録

1 開催日 令和4年4月27日(水)

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第9号 高知市立学校給食センター給食調理等業務プロポーザル選定委員会委員の委嘱等について

日程第3 市教委第10号 高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について

日程第4 市教委第11号 高知市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について

日程第5 市教委第12号 高知市立市民図書館協議会委員の委嘱等について

日程第6 市教委第13号 高知市教育研究所運営委員会委員の委嘱等について

日程第7 市教委第14号 高知市教育支援委員会委員の委嘱等について

日程第8 市教委第15号 高知市少年補導センター運営委員会委員の委嘱等について

日程第9 市教委第16号 高知市公立学校教員に係る処分等について

4 出席者

(1) 教育委員会	1 番教育長	松 下 整
	2 番委員	谷 智 子
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番委員	森 田 美 佐

(2) 事務局	教育次長	山 中 浩 介
	教育次長	岩 原 圭 祐
	図書館・科学館担当参事	高 石 敏 子
	教育政策課長	岸 田 正 法
	学校教育課長	竹 内 清 貴
	人権・こども支援課長	中 井 昭 秀
	人権・こども支援課生徒指導対策監	藤 原 祐 三
	図書館・科学館課長	弘 瀬 友 也
	教育研究所長	西 田 尚 弘
	少年補導センター所長	西 澤 勇 司
	教育政策課長補佐	島 崎 由 紀 子
	学校教育課人事班長	岡 崎 大 幸
	学校教育課管理主事	森 岡 亮
	教育政策課主幹	神 岡 純 子
	教育政策課主査	松 本 理

1 令和4年4月27日（水） 午後3時～午後4時30分（たかじょう庁舎6階大会議室）

2 議事内容

開会 午後3時

松下教育長

ただいまから、第1264回高知市教育委員会4月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は野並委員、お願いいたします。

野並委員

はい。

松下教育長

それでは、議案審査に移ります。

日程第2 市教委第9号「高知市立学校給食センター給食調理等業務プロポーザル選定委員会委員の委嘱等について」を議題といたします。事務局からの説明をお願いいたします。

教育政策課長

議案について説明いたします。

今回の委嘱は、学校給食センターでの給食調理等を委託する事業者の選定に関し、高知市プロポーザル選定委員会条例に基づき審査委員を委嘱するものです。給食調理業務は高知市アウトソーシング推進計画に基づき民間委託を進めました結果、現在19ヶ所の調理場で実施しております。今回は、針木と長浜の学校給食センターそれぞれの契約が今年度末で委託期間満了となりますことから、令和5年4月からの5年間、業務を委託する事業者を選定するものでございます。衛生管理や業務の実施体制、危機管理体制など適切な能力を有する事業者を選定するために、選定委員には学校給食の意義や目的を十分理解し、専門的な知識を有する方や対象の学校関係者など、10名を予定しております。

資料2ページ、3ページをご覧ください。3ページが今回委嘱しようとする方々の名簿でございます。1番から5番が専門的な知識を有する方々となっております。1番の岩崎通子さんは元栄養教諭として長く学校給食に携わってこられ、香南市の学校給食センターに勤められていた経験もございまして、専門的な知識を有する方として選任するものです。2番の新谷美智さんは高知県栄養士の会の会長であり、食育に関する幅広い知見と知識、衛生管理や栄養管理に関する専門的な知識を有する方として、3番の岡林良樹さんは、高知市保健所の生活食品課長で本市職員であり、食品衛生管理等に精通している方として、4番の三谷英子さんは、RKC調理製菓専門学校の元校長、現在は常任顧問をされておりますが、民間での調理業務に関する知識を有する方として、5番の島田郁子さんは高知県立大学健康栄養学部健康栄養学科の講師であり、学校給食における衛生管理や栄養管理に関する専門的な知識を有する方として選任するものです。6番の松本憲誠さんは、高知市小中学校PTA連合会会長であり、学校保護者の代表者として選任するものです。ここまでの6名の方々は、昨年度に実施いたしました小学校の給食4件のプロポーザルにおいても委員を務めていただいております。7番、佐賀厚幸さんから、10番、廣瀬啓二さんまでは、今回対象となる学校の校長で、今回のプロポーザル選定委員会の設置に関する要項に

おきまして、針木のセンターに関しては城北中と城西中、長浜のセンターについては一宮中と南海中のそれぞれ校長を充てると、要綱の方で規定されているものです。

委嘱期間につきましては、1回の審査を行う明日4月28日から業者選定を終了する日とし、見込みとしましては9月下旬頃までとしております。以上でございます。

松下教育長

ありがとうございました。この件に関して質疑等はありませんでしょうか。ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第9号「高知市立学校給食センター給食調理等業務プロポーザル選定委員会委員の委嘱等について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

松下教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第9号は、原案のとおり決しました。

日程第3 市教委第10号「高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

人権・こども支援課生徒指導対策監

市教委第10号「高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」ご説明をいたします。

趣旨といたしましては、任期中の協議委員から、異動を理由に辞退の申出がありましたので、交代するものでございます。高知市いじめ問題対策連絡協議会は、いじめ防止対策推進法第14条及びいじめ問題対策連絡協議会等条例に基づき、平成27年11月に発足しております。この協議会は、高知市におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し、必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図り、いじめの防止等のための効果的な対策を推進することを目的としております。委員は条例に定める機関・団体からご推薦いただき、12名を委嘱させていただいております。

今回、異動がございましたのは、高知県児童相談所、高知県警察本部、高知市小中義務教育特別支援学校長会でございます。委員の任期は2年以内とされておりますが、現委員の任期は、令和5年9月30日までとなっており、本日ご提案させていただく委員への委嘱期間は、高知市いじめ問題対策連絡協議会等条例第5条に基づき、前任者の残任期間となります。すなわち、来年、令和5年9月30日までとなります。解嘱と新たな委嘱は、資料5ページ及び6ページの名簿どおりとなっております。

なお、来月には高知市小中学校PTA連合会、青少年育成協議会、高知商業高等学校PTAで異動が予定されておりますので、改めて委員の委嘱等についてご報告させていただきます。以上です。

松下教育長

この件について、質疑等はありませんか。

西森委員

慣例で、委員の時には一応男女比をお伺いするようになっております。なので、番号とともに確認させていただきたいのですが、お名前から拝察するのも申し訳ないので言っていただいてもいいでしょうか。

人権・こども支援課生徒指導対策監

2番、3番、5番、8番、10番、11番、12番。ただ、先ほど申しましたが3つの団体の方で異動がありますので、それも含めると50パーセントと50パーセントになる予定でございます。

西森委員

はい。分かりました。ありがとうございます。

松下教育長

ほかにありましたらお願いします。ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第10号「高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

松下教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第10号は、原案のとおり決しました。

日程第4 市教委第11号「高知市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

人権・こども支援課長

市教委第11号「高知市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について」ご説明いたします。

趣旨といたしましては、委員の任期満了に伴い、新たな委員の委嘱をするものでございます。高知市いじめ防止等対策委員会は、いじめ防止対策推進法第14条及びいじめ問題対策連絡協議会等条例に基づき、高知市教育委員会の附属機関として平成26年に発足いたしました。いじめ防止等対策委員会では、いじめ防止や改善策の検討をはじめ、いじめの重大事態に関する問題など、学校だけでは対処が困難であると教育委員会が判断する事案に関する調査、検証、審議等を行うことになっております。委員は条例に基づき、学識経験その他専門性を有する方を、各機関や団体からご推薦いただきまして、通常は6名、委嘱させていただいております。

資料8ページをご覧ください。今回、新たに委嘱いたしますのは、ここにごございます1番から6番の委員でございます。6番の山岡委員が新任でございます。

なお、令和元年8月から現在に至りまして、委員の数が8名となっておりますが、これは、いじめの重大事態の第三者調査委員として、7番と8番の委員を別途委嘱しているものでございます。

新しい委員の委嘱期間は、高知市いじめ問題対策連絡協議会等条例第14条に基づき2年間、令和4年5月1日～令和6年4月30日でございます。説明は以上でございます。ご承認をお願いいたします。

松下教育長

この件について、質疑等はありませんか。

谷委員

8番の岡谷さん、今年は教育学部長ではないのではないのでしょうか。今年新しい人が教育学部長になった、その方になるのかそれとも岡谷さんそのままでしたら役職名が変わるのではないか。

人権・こども支援課長

失礼いたしました。訂正いたします。

谷委員

はい。

松下教育長

岡谷先生が属人としてなられるのですよね。教育学部長が充て職ではないですよ。

人権・こども支援課長

充て職ではないです。

松下教育長

変更になるのは岡谷先生ではなくて、役職名が変わるという確認で構いませんか。

谷委員

はい。分かりました。

松下教育長

ほかにありましたらお願いします。

森田委員

こちらについて異論はもちろんないです。一つ確認ですが、6ページと8ページの中で、6ページは「いじめ問題対策」で8ページは「防止」ということですが、今回、委員さんが被っておられるところはないですが、それを情報共有するというか何かそういう見通しがあるのかどうかということをお教えいただきたいと思います。

人権・こども支援課長

この連絡協議会の委員さんと、対策委員さんの情報共有の関係というところでしょうか。

森田委員

全然違う方がなられていますよね。これから両方とも入っていただく方がいらっしゃるのかどうかと思ひまして。

人権・こども支援課長

可能性としては否定できないと思います。関係団体に推薦依頼を出しまして、そこからの返答をもとに編成、それに従うということになりますので、委員さんが被ってはいけないという規定もないことから、そういったことも考えられます。

森田委員

分かりました。ありがとうございます。

谷委員

これはどう違うのですか。この「いじめ問題対策連絡協議会」と「いじめ防止等対策委員会」は、上下関係というつながりなどがあるのでしょうか。

人権・こども支援課長

二つの委員会につきましては、上下はなく対等でございます。連絡協議会については各団体の方々に関わるいじめ問題であるとか、そういったことについて情報共有を図るということと、それから、その中で教育委員会の施策につながるような意見をいただければいかしていくという形になります。対策委員会の方は実務的といいますか、具体的な学校で起こるいじめに関する課題についてご助言をいただいたり、重大事態が発生した時には調査委員として調査に加わる、そういった対応になります。連絡協議会の方はここまで年1回の開催ということですが、対策委員会の方は定例会として年に3回程度を予定しております。

谷委員

はい。分かりました。

西森委員

いじめ防止等対策委員会ですが、今実働しているチームはいくつありましたか。結局個別の事件で、重要事態で対応して下さっていますよね。

人権・こども支援課長

現在は、継続中も含めて4件です。

西森委員

ではもう8名で、本来めいいっぱいな感じですね。二人ずつとしましても。

人権・こども支援課長

実は昨年度10名になりまして、これから調査を始めなければならない案件がある中で、調査員さんが構えることできないという状況がございました。そのことから条例改正になっていきますが、10名に関わらず委員さんを委嘱できる形をとれないかということ、課の方で協議しているところです。

西森委員

そうですね。余りいいことではないですけど、フル稼働ですね。分かりました。ありがとうございます。

松下教育長

ほかにありますでしょうか。それではほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第11号「高知市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

松下教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第11号は、原案のとおり決しました。

日程第5 市教委第12号「高知市立市民図書館協議会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

図書館・科学館課長

市教委第12号「高知市立市民図書館協議会委員の委嘱等について」ご説明いたします。

今回の委嘱は、任期満了に伴うものでございます。別途配布の委員名簿をご覧ください。

図書館協議会は、図書館法と高知市立市民図書館条例に基づき設置されており、館長の諮問に応じて、図書館の運営等についてご意見をいただく機関でございます。県市共同運営のオーテピア高知図書館を円滑に運営していくために、県の図書館協議会と同じ方を委嘱しております。県市合同で協議会を開催しております。委嘱する委員は10人以内、任期は2年でございます。今回は、任期満了に伴う委嘱であり、1名の委員が新任となっております。名簿の8番、神野万里さんは元高知市保育園長で、同じく元高知市保育園長として委嘱をさせていただいておりました松崎加寿美さんとの交代となります。その他の委員さんにつきましては、再任でございます。任期につきましては、令和4年5月1日から令和6年4月30日までの2年間で、この名簿でいきますと、1番、2番、3番、7番、8番の方が女性で、女性委員の割合は50パーセントとなっております。

なお、県におきましては、去る3月25日に開催されました県の定例教育委員会におきまして、原案のとおり可決されておりますことをご報告申し上げます。説明は以上でございます。

松下教育長

ありがとうございました。この件に関して質疑等はありませんか。

西森委員

結局は市と県と合同でやっているの、同じメンバーで全体の運営についてお話しされるということだと思うのですが、最近外せないIT関係は、この5番の先生が担ってくださるということですね。ITでどんなふうに情報に接せられるかみたいなことが、かなり大きなテーマかと思っておりますが、そういう認識でよろしいですか。

図書館・科学館課長

はい。

松下教育長

そういう認識で構わないということですね。

西森委員

はい。ありがとうございます。

松下教育長

ほかにありましたらお願いします。よろしいでしょうか。ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第12号「高知市立市民図書館協議会委員の委嘱等について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

松下教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第12号は、原案のとおり決しました。

日程第6 市教委第13号「高知市教育研究所運営委員会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

教育研究所長

資料11ページ、日程第6 市教委第13号「高知市教育研究所運営委員会委員の委嘱等について」ご説明いたします。

本議案の趣旨は、委員の任期満了に伴うものでございます。高知市では、「高知市教育研究所条例第5条」に基づき、高知市教育研究所運営委員会を設置いたしております。設置に当たりましては同条例第5条の2項により、教育委員会が12名の委員を委嘱等させていただいております。

この度、教育委員会といたしましては、12ページにお示ししている12名の方に委員を推薦していただきました。新たに委嘱いたします委員につきまして、簡単にご説明いたします。

まず、9番、茶畑浩二委員は高知市人権教育研究協議会の事務局長として、本市の人権教育を推進していく立場からご意見をいただくために、推薦していただいたものでございます。次に、10番、西村譲治委員は教頭会を代表して推薦していただいております。学校現場の管理職の立場から、貴重なご意見がいただけるものと期待しております。最後に11番、福井佳織委員は高知市校長会を代表して、学校現場の管理職の立場からご意見をいただくために、推薦いただいたものでございます。新しい委員の委嘱期間は、同条例第5条の3項に基づき1年となっております。ほかの9名の委員は、それぞれの立場から継続的に教育研究所の運営についてご示唆いただきたいと考え、昨年に引き続きの推薦となっております。女性委員につきましては、4番、5番、6番、8番、11番の5名となっており、女性委員の割合は42パーセントでございます。

以上で説明を終わります。

松下教育長

この件について質疑等がありますか。

西森委員

今更ですが、教えてください。高知市教育研究所の運営委員会で、テーマになることというのはどういうことになりますか。例えば不登校とか発達支援など。

教育研究所長

研修関係でいえば若年教員の育成のための研修、それからGIGAスクール構想の実現に向けたICT活用の授業の活用の先生方の資質向上というところが、今年度につきましては中心になるころかと思っています。

西森委員

それと先生方の研修のことと、ここに通っている子供たちの抱えている悩み事困り事についても、市全体の事としてお話しされているというそのようなイメージですか。

教育研究所長

はい。おっしゃるとおりでございます。

西森委員

はい。ありがとうございます。ICT活用に関しては特に、この中で期待されている委員さんはいらっしゃいますか。

教育研究所長

川村晶子先生は、情報教育関係につきましては高知市の方にご助言等いただいておりますし、ICT推進協議会の委員の一人ともお聞きしております。

西森委員

分かりました。発達関係のことでいうと、私が拝見するだけでも何人もいらっしゃるのかなというふうには感じているところです。あとは、どの先生方も委員さんも教員の研修といったようなことに関してはそれぞれに見識をお持ちの方々と、そのようなイメージでよろしいでしょうか。

教育研究所長

はい。おっしゃるとおりでございます。

西森委員

はい。ありがとうございます。

松下教育長

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第13号「高知市教育研究所運営委員会委員の委嘱等について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

松下教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第13号は、原案のとおり決しました。

日程第7 市教委第14号「高知市教育支援委員会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局から説明をお願いいたします。

教育研究所長

資料13ページ、日程第7 市教委第14号「高知市教育支援委員会委員の委嘱等について」ご説明いたします。

本議案の趣旨は、任期中の委員から辞退の申出があり、委員の交代をするものでございます。高知市では、特別な教育的支援の必要な児童生徒に対し、本市において適切な教育支援を行うため、「高知市教育支援委員会条例」に基づき、高知市教育支援委員会を設置いたしております。設置に当たりましては、同条例第3条に基づき、学識経験者、医師、特別支援教育関係の教職員の方々から、15名の委員を委嘱等させていただいております。この度、14ページ上段にございますように、今春の人事異動によりまして、6名の委員から辞退の申出がございました。教育委員会といたしましては、6名の委員の後任として、14ページ下段にございます6名の方を推薦していただきました。

まず、1番、梅原美佐委員は、高知市校長会からご推薦いただいたものです。次に、2番、窪内真由美委員は、病弱・身体虚弱特別支援学校から、3番、小松美雪委員は、高知市立幼稚園を代表してご推薦をいただきました。次に、4番、土居真一郎委員は、知的特別支援学校から、5番、濱口君代委員は、肢体不自由特別支援学校から推薦いただきました。最後に、6番、和田有利子委員は、高知市子ども未来部子ども育成課から推薦いただきました。和田委員につきましては、「高知市ひまわり園」の園長も務められており、ひまわり園におきましては、発育や発達に遅れや不安のある未就園の乳幼児と保護者対象に個別・集団支援などを行っております。変更後の委員名簿一覧は、資料の15ページに載せております。新しい委員の委嘱期間は、同条例第4条により、前任者の残任期間となっております。なお、変更後の女性委員につきましては15ページの1番、2番、4番、7番、8番、9番、12番、13番、14番、15番の10名の方となっております。委員の割合につきましては67パーセントでございます。

以上で説明を終わります。

松下教育長

はい。ありがとうございました。この件に関して、質疑等はありませんか。

森田委員

ありがとうございました。こちらに関しては全く異議はありません。15人中10人が女性というスパー女性活躍と拝読いたしました。それで、委員さんを選ばせていただくときに学識経験者、それから教育に携わっておられる専門の先生方であることを理解いたしました。教育支援の目標からですが、適切な支援を行っているときに学校教育はもちろんですが、障がい教育の視点であるとか、それこそ先ほどのいろんな委員さんを見ておられると、地域を代表されてとか、地域で子供の教育を支える方など、民間の方とか保護者の方、親の立場からなど様々な、こちらはやっぱりその学識経験と教育に焦点を当てている、そういう委員会ということでしょうか。これからそういう方も入れていくという方向性があるのかどうかとかその辺りを伺えたらと思います。

教育研究所長

当委員会につきましては、子供たちの発達に関わって経験された教員の方であるとか、医師の方、それから学識経験者の方たちに子供もたちの心理的な、それから発達面からご見解等々いただいて、より良い就学相談、就学に結び付けていきたいというふうに考えておきまして、この15名の方の委員となっております。今後におきましては、障がい学習の視点という部分で、また委員の方でそういった見識のある方もお願いをしていこうというふうなことは考えております。また検討はさせていただきたいと思います。

森田委員

発達で色々心配している親御さんとかもおられて、そういうお母さんお父さんたちがどういうふうにご考えておられるかということからもご助言いただけることも、もちろんこの中にもいらっしゃると思いますが、そういう方もいてもいいと、いろいろ考えたところです。ありがとうございました。

谷委員

高知市のPTA関係で保護者代表みたいな人が一人、今後ですが、入ることを意識されて取り組んでもらえたらと思います。今回はこれでいいと思います。例えば岡さんも地域と組んでやってきましたし、色々そういうつながりはあります。それから、保護者でありという人もいますが、やはりその保護者代表みたいな方がいたらいいと思います。

教育研究所長

また検討させていただきたいと思います。

谷委員

はい。

松下教育長

特にありませんでしょうか。ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第14号「高知市教育支援委員会委員の委嘱等について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

松下教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第14号は、原案のとおり決しました。

日程第8 市教委第15号「高知市少年補導センター運営委員会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

少年補導センター所長

16ページをご覧ください。日程第8 市教委第15号「高知市少年補導センター運営委員会委員の委嘱等について」でございます。

高知市少年補導センター設置条例第5条に基づき、教育・青少年の健全育成に関わる関係機関・団体等から推薦をいただき、委員を委嘱・任命させていただいております。今年度は23名でございます。

今回の委嘱は委員の新規委嘱及び任命に伴うものでございまして、17ページの委員の内訳は、PTA 2名、校長4名、教育行政1名、警察4名、福祉関係4名、雇用関係2名、補導委員3名、家庭裁判所、少年鑑別所、保護観察所各1名でございます。充て職となっている機関・団体での異動・交代があり、11名の方が新任でございますが、いずれも長く少年等と関わってこられた経験をお持ちですので、新たな視点からご意見をいただけると考えております。

女性委員の割合ですけれども、女性委員につきましては名簿2番、3番、4番、5番、11番、18番の6名でございます。28パーセントでございます。昨年度より2名多くなりました。今後も努力してまいります。委員の委嘱期間は、高知市少年補導センター設置条例第5条第3項に基づき、委嘱の日5月26日から令和5年3月31日でございます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

松下教育長

この件についてご審議はありませんか。お願いします。

西森委員

ここの委員会としては女性の伸びはいいのではないのでしょうか。一人とかいても、頑張っても無理という時代があったと思っているので。それからもう一つ喜ばしいと思っているのが、例えば今まで「副」がついた方であっても、入っていただいて何とか女性をとというふうにやっていましたが、ある意味、充て職のような感じで「長」という立場の方が増えてきていて、そういうことを狙って、努力もされて働きかけもしていただいていると思いますが、女性のポジションが全体的に上がってきている中で、こういう構成で組んでくださっているのかというふうにも感じています。ですので、変に無理にクォーター的にやるというよりは、自然に増えてきているという、非常に良い傾向というふうに感じたりしております。以上です。

少年補導センター所長

ありがとうございます。

谷委員

同じ意見ですが、一番、この補導センターの運営委員が男女比にすごい差があって、毎回毎回大変だったと思いますが、今回は今までで一番飛躍して良いのではないかと思います。少年補導センターという仕事が、補導というよりもむしろ、育成ということに重視されていると思うので、女性の視点というのがすごく大事になってくると思います。この方向で進めていただけたらと思います。ありがとうございました。

少年補導センター所長

ありがとうございました。

西森委員

今の谷先生のご意見に触発されて感じましたが、今の補導は昔ながらの補導と、件数的にどうでしょう。やはり減っていますか。昔は徘徊や夜元気に動いている人たちに声掛けをしているのが補導のイメージですが、そういった様相とは今は違っていますか。それともそれなりに出て補導というの、街頭補導とかそういうのもあったりするのでしょうか。

少年補導センター所長

ご指摘ありがとうございます。令和2年度は減っていましたが。令和3年度、昨年度につきましては倍増しております。同じ子供たちの蛸集グループがあったり、公園にたむろしたり、そういうようなことが非常に多くなってきておりまして、特定の公園になりますが、弥右衛門公園、神田公園、沖田公園と高知駅前のコーナン前で蛸集があって、警察と生徒指導、補導専任含め、連携を取りな

がら夜間補導はやっています。今まで説明をしたとおり、減ってきているだけではなく、最近そういう子供たちがSNSを使って、Zenly（ゼンリー）というアプリで、場所を浅く広くつながりができてきていますので、その声掛けに今奮闘しているところです。

西森委員

分かりました。ちなみにそこでの男女比というか、自認する性で構わないのですが、どんな感じで捉えていらっしゃるんですか。感触で結構です。

少年補導センター所長

変わりはないですね。

西森委員

大体どんな感じですか。多い少ないでいうと。パーセンテージというか、半々ということはないですね。

少年補導センター所長

少し男性が多いです。

西森委員

では圧倒的に多いわけではないということですか。分かりました。ありがとうございます。

松下教育長

ほかにありましたら。構いませんか。ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第15号「高知市少年補導センター運営委員会委員の委嘱等について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

松下教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第15号は、原案のとおり決しました。

議案が1件追加となりましたので、資料を配布いたします。

日程第9については人事案件のため、これから以降、秘密会といたします。よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【異 議 な し】 —————

（この案件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき秘密会とし、会議録に記載しない。）

松下教育長

秘密会を解きます。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後4時30分

署 名

教育長

4番委員